

昭 国 協 第 号
令和 年 月 日

昭島市長 白 井 伸 介 殿

昭島市国民健康保険運営協議会
会 長 下 田 初 穂

昭島市国民健康保険税の税率について（答申案）

本協議会は、令和4年12月12日付け昭保保指第244号で市長から諮問を受けた標記の件について、制度の運営状況や将来的な見通し、市民生活への影響など、様々な要因をしっかりと捉え、総合的に検討を進めてきた。今般、本協議会の審議内容がまとまったので、下記のとおり答申する。

記

諮問第28号 昭島市国民健康保険税の税率について

国民健康保険税は、制度運営において根幹をなす重要な財源である。そのため、税率については、本協議会の答申（平成23年7月25日付け23昭国協第6号）における付帯意見を踏まえ、これまで2年ごとに慎重に見直しの検討を行ってきた。昨年度においては、令和4年度、5年度の税率の見直しを検討した結果、国民健康保険事業運営基金を効果的に活用することなどにより、税率の改定を見送った経緯がある。

昨今の昭島市国民健康保険の財政状況は、一般会計からの赤字繰入や国民健康保険事業運営基金の活用により収支の均衡が保たれているものの、「昭島市国保財政健全化計画」に基づき計画的な赤字繰入の解消に努めている状況に変わりはない。

こうした中、東京都へ納付する令和5年度の国民健康保険事業費納付金の仮算定において、令和4年度と同様に2億円程度の増額となる約36億円が示された。この数値を踏まえ、令和5年度当初予算における歳入歳出の均衡を図るには、6億5千万円程度の歳入不足が生じ、令和4年度末

の基金残高の約4億円をすべて取り崩してもなお、2億5千万円ほどの歳入歳出の乖離が生じる見込みであるとの説明を受けた。

このことから、保険税の収納状況や改定率による試算などを勘案し、令和5年度及び将来的な財政運営の安定化について考察した。その結果、現行の税率のままでは安定的な制度運営に支障をきたすため、一定の保険税率の改定はやむを得ないとの意見が多くあった。

しかしながら、長引くコロナ禍や物価高騰等の影響により、市民生活は大変厳しい状況下におかれている。こうした状況を十分に勘案し、一般会計からの繰入金の臨時的な増額対応などにより、被保険者への影響を最小限に抑えることが望ましいとの判断に至った。

併せて、引き続き、安定的な制度運営の確保に最大限注力するよう求めるものである。

以上、次のとおり付帯意見を付し、答申する。

- 1 今回の答申は、現在の物価高騰やコロナ禍等における社会情勢を踏まえて検討した結果である。従って検討の前提が大きく変わった場合には、2年ごとの検討期間にとらわれることなく、敏速な対応を図り、制度の安定的な運営に努められたい。
- 2 昭島市の国民健康保険税収納率については、近年は一定の収納率が確保され、評価するところではあるが、保険税負担の公平性と安定的な制度運営を確保するため、更なる収納率の向上に努められたい。
- 3 保険者として、データヘルス計画に基づき、特定健診の受診率と特定保健指導の実施率の向上、ジェネリック医薬品の利用促進や糖尿病性腎症重症化予防事業など、医療費の適正化に向けた取組にも引き続き努められたい。
- 4 国民健康保険制度は、被保険者の年齢構成が高く医療費水準が高いことや、被保険者の所得水準が被用者保険と比較して低いなど、構造的な問題を抱えていることから、被保険者の負担軽減を図るため、引き続き国や東京都からの財政支援を強く要望していただきたい。